

教育委員会だより

第13号

現在、特別支援教育を必要とする児童生徒が、全児童生徒数の6%ほどおり、年々その割合は増えています。すべての子どもたちの学びを保障するには、特別支援教育の充実が喫緊の課題となっています。

今回は、曾於市の特別支援教育の取組についてお知らせします。

「特別支援教育」とは？

「特別支援教育」は、障害のある子どもの自立や社会参加を目的に、子ども一人一人の教育的ニーズに応じた適切な指導や必要な支援を行うものです。

平成18年6月の学校教育法の改正で、特別支援教育学校（養護学校）や小・中学校の特別支援学級だけでの教育から、通常の学級に在籍する発達障害などの特別な教育的支援を必要とする子どもに対しても、個に応じた適切な教育を推進することが明確に位置付けられました。

曾於市のすべての小・中学校でも特別支援教育が実施されています。

曾於市における取組は？

曾於市では、特別支援教育の充実のために次のような施策や取組を行っています。

①特別支援学級・通級指導教室の設置

知的障害や自閉症・情緒障害などの障害により、通常の学級では十分な学習効果が得にくい子どもを対象に、特別支援学級を開設し、一人一人の状態等に応じたきめ細かな指導を行っています。なお、特別支援学級では、す

べての授業を学級内で行うのではなく、内容によっては、通常の学級でも授業を行っています。

また、ADHD（注意欠陥多動性障害）や学習障害等のある子どもたちに対しては、通級指導教室を開設し、通常の学級で、状態に応じた特別な指導を行っています。

現在、曾於市内の小・中学校では、10校が特別支援学級を、1校が通級指導教室を設置しています。

②特別支援教育支援員の配置

通常学級に在籍し、特別な支援が必要な児童生徒の生活介助や教育支援を行うために特別支援教育支援員を配置しています。今年度は10校に16名の特別支援教育支援員を配置しています。

③市教育相談

教育委員会では、牧之原養護学校と連携して、年2回7月と10月に教育相談を実施しています。教育相談では、特別支援学校の担当教諭が、専門的な視点から、就学や適切な支援の在り方等について助言を行います。

④市教育支援指導委員会

障害のある子どもたちの就学判定を行うために、年2回実施しています。保護者、学校、医師等の専門家の意見を踏まえ、障害の状態、教育上必要な支援の内容、教育体制の整備状況等を総合的に勘案して、地域の小・中学校への就学（通常の学級・特別支援学級）が適切なのか、特別支援学校への就学が適切なのかを判定しています。

⑤校種間連携の充実

特別支援教育では、障害のある子どもたちの生涯的な発達を保障するために、幼稚園・

保育園と小学校、小学校と中学校の連携を推進しています。教職員の交流を通して子どもの実態を適切に把握し、入学した小学1年生と中学1年生が、スムーズに学校生活に適應できるように配慮しています。

子どもたちに「できる」「わかる」喜びを！

子どもの実態に合わせた適切な指導や支援を行ったり、学校や家庭でのかかわり方を工夫したりすることで、子どもは「できる」「わかる」喜びを味わうことができます。

子ども一人一人の可能性をよりよく伸ばすために、子どもの得意なことや苦手なことに気づき、理解することが大切です。

お子さんの気になる行動や学習上の困難等が見られたら、各学校や曾於市教育委員会へ、お気軽にご相談ください。

学力向上支援員

曾於市は、小規模・複式校の学習支援のために学力向上支援員を、現在、小学校14校（兼務含む）に8名配置しています。

学力向上支援員は、複式授業等で、担任と連携して、児童の学習指導に当たっています。支援員の配置により、個に応じた指導の充実を図ることができ、曾於市の小規模校の学力向上に大きな成果をあげています。

